

## 改正概要説明書

国名： シンガポール

法令名： 意匠規則

改正情報： 2022年5月26日施行

### 改正概要：

#### 1. 書類の送達等の手段の整備

・当事者間の書類の引渡・送付・送達的手段に電子オンラインシステムによる場合を追加し、これに伴う書類の到達・受理の日時等についての規定を追加する等により、郵送等による場合と整合させるための所要の整備をした（規則6(2)(ca), (7)-(7D)）。

#### 2. 送達宛先に関する規定の見直し

・送達宛先に書類が到達しない場合、改正前は手続を取り下げたものとみなされたが、改正により、事業上の宛先等を代替宛先として送達等することを認めることとして規定を見直した（規則7(6)-(7A), (9)）。

#### 3. 代理人の辞任等の手続の見直し

・代理人が代理行為を停止する場合の手続について、代理宛先を提出させる等により通知の宛先が不明なることを回避するための見直しをした（規則8(6)-(10)）。

#### 4. 出願の権利放棄の規定の新設

・出願意匠の特徴に関して有する何らかの権利を放棄する場合の手続についての規定を新設した（規則14A）。

#### 5. 優先権主張出願の規定の整備

・パリ優先権主張を伴う出願の出願人等が基礎出願の番号を提出し、これは登録官から要求された後3月以内に提出すべき旨を新たに規定した（規則19(2AA), (2A)(e)）。

#### 6. 出願の補正の規定の整備

・出願の内容又は出願人の名称等の補正をする場合の様式を整備した（規則24）。

#### 7. 訂正請求の公告・異議申立の規定の追加

・本規則施行以後に出願の誤り等を訂正する場合の要件、並びに、訂正の公告及び訂正に対する異議申立の時期及び要件についての規定を追加して規定した（規則24A）。

・登録簿の訂正についても上記改正規則が適用される旨を追加して規定を整備した（規則33(2)）。

#### 8. 権利の回復の要件の見直し

・出願が取下とみなされ又は権利が無効となった場合の回復請求期間を6月から2月に短縮し、併せて、回復が認められない要件を追記した（規則25(2)(a), (BA)）。

#### 9. 登録申請に関する規定の見直し

・ライセンス・担保権・譲渡等の登録等の申請に関する要件や手続を見直し、オンライン

による申請手続の場合の当事者の署名等についての規定を見直し、併せて登録後の権利放棄についての規定を追加した（規則 37, 規則 38）。

#### 10. 費用の額の除外規定の新設

・意匠登録の有効性が争われた訴訟の弁護士費用について、費用回収の権利の適用除外規定を新設した（規則 56D(3)）。

#### 11. 期間延長請求に係る方式要件の整備

・手続の期間延長を請求するための方式要件、提出書類、適用除外事項を整備した（規則 57(1A) (2) (3) (4b) (6a)）。

#### 12. 電子オンラインシステムの規定の見直し

・電子オンラインシステムを使用できる者を登録官・登録局に限っていたのを拡大し範囲を広げる一方、裁判手続の書類を除外する旨を明確化した（規則 58A）。

・電子オンラインシステム使用に係る登録官の補助者についての規定を廃止した（改正前規則 58H を削除）。

・登録局に電子オンラインシステムで送信された書類が非就業日に到達した場合の取扱いに関する規定を廃止した（改正前規則 59(4)-(6) を削除）。

#### 13. 裁判所の効力証明書の規定の整備

・意匠の登録有効性に関する訴訟で有効と認められた場合の効力証明書に所定の事項を追加しなければならない旨の規定を追加した（規則 62(3)-(5)）。

#### 14. 誤りの訂正に関する規定の見直し

・出願以外の手続に係る申請書の訂正に関し、本改正規則施行日以後に行われた手続についての適用の規定を追加した（規則 65 (6) (7)）。

#### 15. 手続不備の規定の整備

・手続不備が本改正規則施行日以後に是正されている場合は公告すべき旨の規定を追加した（規則 65A(2)）。

#### 16. 明細の変更の規定の見直し

・提出書類に記載された自己の名称等を変更請求する場合の方式と登録官の更新義務について見直した（規則 66）。

#### 改正内容：

・規則 6  
書類の送達に関して明確化された。

・規則 7  
送達宛先に関して明確化された。

・規則 8

代理人の手續きに関して明確化された。

・規則 14A, 規則 24A, 規則 38

新設規則である。

・規則 19

(2AA)は新設項である。

・規則 24

出願の補正に関して明確化された。

・規則 25

回復の手續きに関して明確化された。

・規則 33

登録簿の訂正に関して明確化された。

・規則 37

登録可能な取引の登録に関して明確化された。

・規則 56D

(3)は新設項である。

・規則 57

期間の延長請求に関して明確化された。

・規則 58A

電子オンラインシステムに関して明確化された。

・規則 58H

削除された。

・規則 59

(4)-(6)は削除された。

・規則 62

裁判所による効力証明書に関して明確化された。

・規則 65

(6)-(7)は新設項である。

・規則 65A

(2)は新設項である。

・規則 66

登録簿の変更請求に関して明確化された。